

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月10日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年11月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年11月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 御所新池地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 花の山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 橋方地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 船原下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 双の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 獅子谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 一ノ瀬地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬次上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 楠木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 安松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 養神地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田中大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 亀鶴地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坂の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) あし田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

	(かんがい排水事業) 室沖地区	
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八剣池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下名地区	〃